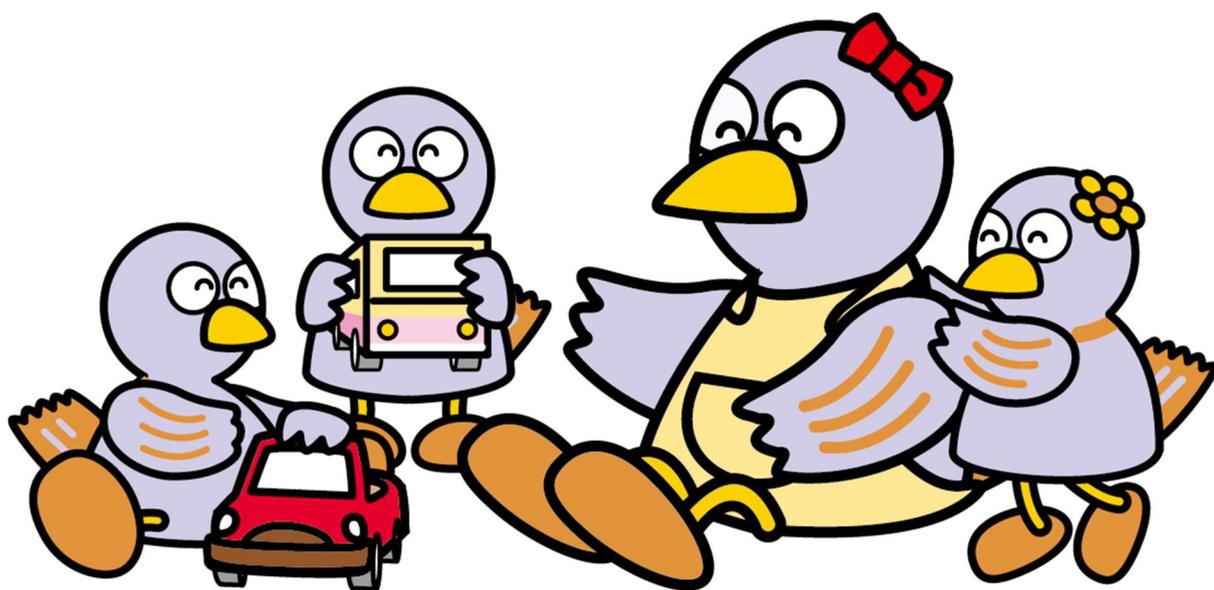




彩の国
埼玉県

令和6年度 企業内保育所補助金 募集要項



応募書類は、必ず事前に電話連絡の上提出してください。

※代理人による提出はできません。書類は応募者が直接当課に提出してください。

連絡先：048-830-3963

<募集期間>

運営費（継続のみ）：令和6年7月31日（水）～令和6年8月30日（金）

※施設整備費・運営費ともに令和6年度の新規募集は行いません。

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課

目 次

1	本事業の目的	P 2
2	運営費	P 2
	(1) 補助対象事業	(2) 補助対象者等
	(3) 補助率・補助限度額等	(4) 企業内保育所の要件等
	(5) 補助対象期間	(6) 補助対象経費
	(7) 応募に当たっての提出書類・提出先	
	(8) 事業実施等の流れ	
3	注意事項等	P 7
	(1) 他の補助金の支給がある場合について	
	(2) 補助事業の年間スケジュール	
	(3) 審査・選考方法	
	〈参考〉 企業内保育所補助金 Q & A	P 10

1 本事業の目的

埼玉県では、県内の企業等が従業員の福利厚生の一環として設置する企業内保育所に対して、補助金を交付しています。

企業内保育所の運営費の一部を補助し、子育て中の従業員も働きやすい職場環境づくりの一助とすることを目的としています。

なお、補助対象となる企業内保育所は、従業員の福利厚生のための施設であり、従業員児童を預かることが必須となります。

2 運営費

(1) 補助対象事業

- ① 定員が6名以上の共同利用型企业内保育所を新たに開設した場合における、現に従業員児童の利用があった日の属する月に対する運営に要した経費
- ② 既存の単独型企业内保育所から、定員が6名以上の共同利用型企业内保育所に転換した場合における、現に従業員児童の利用があった日の属する月に対する運営に要した経費
- ③ 定員が6名以上の単独型企业内保育所を新たに開設した場合における、現に従業員児童の利用があった日の属する月に対する運営に要した経費

(2) 補助対象者等

雇用する従業員の児童を保育するために保育施設（企業内保育所）を自ら設置する企業等であり、かつ、**令和5年度において運営費補助金の交付を受けた事業者に限ります。**

(3) 補助率、補助限度額等

類型	対象予定件数	補助率	補助額
共同利用型*1	1件	10/10	2年目 225万円以内 (月額18.75万円) 3年目 150万円以内 (月額12.5万円)

単独型* ²	1 件	10/10	2 年目 135 万円以内 (月額 11.25 万円) 3 年目 90 万円以内 (月額 7.5 万円)
-------------------	-----	-------	---

* 1 共同利用型とは 2 社以上の複数の企業等で利用する施設をいう。

* 2 単独型とは 1 社単独で利用する施設をいう。

注 補助金額は百円未満切り捨てとします。

(4) 企業内保育所の要件等

<対象基準>

a 対象児童

0 歳から小学校就学前の児童（以下「乳幼児」という。）

b 構造設備等について

- ア 乳幼児の保育を行う部屋（以下「保育室」という。）のほか、調理室及びトイレがあること。
- イ 保育室の面積は、0～1 歳児は 1 人当たり 1.65 m²以上、2 歳児以上は 1 人当たり 1.98 m²以上であること。
- ウ 乳児（満 1 歳未満の児童をいう）の保育を行う場所は、幼児の保育を行う場所と区画されており、かつ安全性が確保されていること。
- エ 保育室は採光及び換気が確保されていること。また、安全が確保されていること。
- オ 保育室を 2 階以上に設ける場合は、以下の要件に該当するものであること。
 - ① 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する耐火建築物又は同条第 9 号の 3 に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）であること。
 - ② 二方向の避難路の確保や保育室その他乳幼児が出入りし又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備を設けるなど、児童福祉施設最低基準（昭和 23 年厚生省令第 63 号）第 32 条第 8 項の基準に適合していること。
- カ トイレには手洗設備が設けられているとともに、保育室、調理室と区画されており、かつ、児童が安全に使用できるものであること。
トイレの数はおおむね幼児 20 人につき 1 以上であること。
- キ 消化用具、非常口その他非常災害に必要な設備が設けられていること。
- ク 必要な遊具、保育用品等が備えられていること。

c 保育従事者の人数について

乳児	乳児 3 人につき保育に従事する者 1 人
1、2 歳児	幼児 6 人につき保育に従事する者 1 人
3 歳児	幼児 20 人につき保育に従事する者 1 人
4 歳児以上	幼児 30 人につき保育に従事する者 1 人

保育従事者の 3 人につき 1 人（保育従事者が 2 人の施設にあっては 1 人）は保育士又は看護師の資格を有する者であること。また、常時、保育従事者が 2 人以上配置されていること。

d その他

上記 a ～ c に定めのない事項については、原則として、「認可外保育施設指導監督基準」（令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号こども家庭庁成育局長通知）に適合していること。

※認可外保育施設指導監督基準は以下県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>



また、以下の要件を満たすこと。

- ・設置場所は企業等の敷地内又は近接地など継続的利用が見込まれる場所であること。
- ・保育時間は、利用する従業員の労働時間を考慮して設定するなど利用しやすいものであること。
- ・利用者から保育料を徴収する場合は、地域の保育施設に比べ高額にならないなど適正な額であること。

e 市町村の認可による助成を予定している企業内保育所について

上記 a ～ d に関わらず市町村の認可を予定している企業内保育所については、市町村と適宜協議すること。

(5) 補助対象期間

企業内保育所を開設又は単独型企業内保育所から共同利用型企業内保育所に転換をした日の翌月（開設又は転換をした日が月の初日の場合は当月）から令和 7 年 3 月末日までのうち、現に従業員児童の利用があった日の属する月が補助の対象となります。

【注意】

運営費の補助対象期間は、企業内保育所を新たに開設又は共同利用型企業内保育所に転換した日の翌月（開設又は転換した日が月の初日の場合は当月）の初日から3年間です。

ただし、すでに2（1）②の事業で補助金の交付を受けようとするものが、既に2（1）③の事業で補助金の交付を受けたことがある場合には、補助対象期間は通算して3年間です。

（6）補助対象経費

- a 人件費 b 賃借料（敷金・礼金を除く） c 教材費
d 消耗品費 e 食材費

※運営を委託する場合は、保育委託料のうち上記に該当することが明らかなもの

【注意】

交付決定後に当初の申請で計上していない経費項目を支出した場合、その項目については補助の対象になりません。

また、経費として計上したものについては、交付決定金額に関わらず全ての領収書を保管しておく必要があります。

（7）応募に当たっての提出書類・提出先

a 募集期間

令和6年7月31日（水）～令和6年8月30日（金）

※必ず、多様な働き方推進課に事前に電話連絡の上提出してください。

b 提出書類

所定の「事業計画書」及び必要な添付書類（各1部）を、多様な働き方推進課まで提出してください。

「事業計画書」の様式は、以下の県ホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>



- ア 企業内保育所設置等促進事業「事業計画書（運営費）」
イ 法人登記事項証明書（履歴事項証明書）及び定款
ウ 会社概要、パンフレット
エ 最寄駅と保育施設の位置関係を示した位置図

- オ 保育施設周辺の住宅地図
- カ 企業等と保育施設の位置関係を示した配置図
- キ 保育施設の平面図
 - ※部屋別の用途（保育室、調理室、トイレ等）、各室の面積及び保育施設の延べ床面積を記入します。
 - ※保育室は壁芯面積の他有効面積も記入してください。
- ク 保育施設の現況写真
- ケ 保育施設周辺の現況写真
- コ 保育施設の利用者に対し、利用条件を明らかに示した書類（写）
- サ 土地や建物を借りて保育施設を設置している場合は賃貸借契約書（写）
- シ 保育施設の業務を委託している場合は業務委託契約書（写）
- ス 有資格者の免許証（写）
- セ 認可外保育施設設置届（写）
 - ※市町村に受理されたことが分かるもの
- ソ 直近3か年の決算書
 - ※企業内保育所の安定運営が可能であるか判断するため、事業継続に懸念がないことを確認します。
 - ※必要に応じて付属明細を提出していただく場合もあります。
- タ 別紙 共同利用企業一覧
 - ※共同利用型のみ
- チ 共同利用に関する協定書等（写）
 - ※共同利用型のみ
- ツ 利用予定者名簿（別紙様式－運営1）
- テ 資金計画書（別紙様式－運営2）
- ト 補助金受給状況確認書（別紙様式－運営3）
 - ※企業内保育所に対して他の補助金の受給がある場合のみ
- ナ 暴力団排除に関する誓約書
- ニ その他知事が必要と認める書類

<お願い>

- ・提出書類はできる限りパソコン等で作成し、白黒で印刷していただくか、黒又は青のボールペンでご記入ください。また、文字の網掛け等、コピーした際に見えるようになるおそれがある手法は用いないでください。
- ・提出した書類は返却できませんのであらかじめご了承ください。
- ・この要項は、「埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金交付要綱」、「埼玉県企業内保育所設置等促進事業実施要綱」から抜粋しています。

※補助金に係る各種資料等は県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/workstyle/nursery/josei.html>



- ・行政書士以外の者が提出書類の記入を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがあります。(行政書士法第19条第1項)

※参考 総務省ホームページ

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/gyouseishoshi/

提出先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県産業労働部多様な働き方推進課 総務・多様な働き方認定担当（本庁舎5階）

※計画が未確定である場合、関係機関との調整が不十分である場合、書類に不備がある場合は、応募を受理できません。

※事業計画書、交付申請書、実績報告書の作成・提出・保管は、設置者が責任を持って行ってください。（保育事業者による代理申請は不可）

（8）事業実施等の流れ

- ①県は審査の結果、適当と認めた場合、補助額を内示します。
- ②内示後1週間以内に、交付申請書を提出してください。
- ③運営費の補助金は、従業員児童の利用の実績があった月を補助の対象とします。(精算払)。
- ④法令に違反する行為があった場合等、県が補助対象として認められないと判断した場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

3 注意事項等

（1） 他の補助金の支給がある場合について

運営費の申請者は、企業内保育所の運営に係る補助金の受給歴がある場合、様式にその補助金名等を記載してください。（別紙様式－運営3）

また、下記に該当する場合はこの事業に係る補助金の支給を受けることはできませんので御注意ください。

- a 国等からの同種の補助金の交付を受ける場合
この事業に係る補助金の支給を受けることはできません。

例 当事業と国等の両方の運営費補助を受けることはできません。

(参考) 国等からの同種の補助金

- ・企業主導型保育事業
問い合わせ：内閣府、公益財団法人児童育成協会
補助対象：整備費・運営費
- ・地域型保育給付（事業所内保育）
問い合わせ：市町村保育担当課
補助対象：運営費
- ・病院内保育所施設整備・運営費補助金
問い合わせ：埼玉県医療人材課
補助対象：施設整備費・運営費
- ・介護施設等の施設内保育施設助成事業
問い合わせ：埼玉県高齢者福祉課
補助対象：施設整備費、設置準備経費等、運営費

(2) 補助事業の年間スケジュール

	運営費補助
事業計画書の 受付期間	7月31日(水)～8月30日(金)
審査	受付後随時 ・書類審査
補助事業決定の内示 ～交付申請書の提出	受付後約1か月 ・県審査の結果、適当と認めた場合、 補助額を内示します。 ・内示を受けてから一週間以内に、 交付申請書を提出してください。
補助金の交付決定	交付申請書受付後約2週間以内 ・県が補助金の交付決定を通知します。
補助金の交付方法	精算払
実績報告書、精算	令和7年3月3日(月)までに、実績報告書(2月末 までの実績と3月末までの見込み)を提出してくださ い。 県は提出を受けて、内容を審査します。その後、補助 額を確定し、請求書の提出を受けた上で補助金を交付 します。

(3) 審査・選考方法

補助対象事業は「埼玉県企業内保育所設置等促進事業費補助金対象企業等選定委員会」で審査、選考を経て決定します。

<選定基準>

① 補助目的の達成

補助目的を十分理解し、期間内に計画が完了する見込みがあるか。

② 事業の実現性・継続性

事業の着実な実施を進める観点から、資金計画、運営方法など、企業内保育所の運営について事業遂行能力が整っているか。

③ 期待できる効果や必要性

事業の実施により雇用確保や人材の定着率アップなどの効果が期待できるか。また事業の必要性が具体的であるか。

④ 多様な働き方の推進

男女が共にいきいきと働くことができる環境づくりを積極的に推進している企業等であるか。

<参考>企業内保育所補助金 Q & A

Q1：パート職員の児童も企業内保育所の利用対象者としてよいのか。

A1：雇用する従業員であれば、正社員との区別なく利用対象となる。

Q2：企業内保育所で地域の児童を預かることも可能か。

A2：定員の半数以下であれば、可能である。

Q3：対象児童を0～2歳児までとすることも可能か。

A3：対象年齢を限定することも可能である。

Q4：運営費の補助期間「3年間」の始期と終期はいつか。

A4：企業内保育所を開設した日、又は共同利用型に転換した日の翌月から3年間となる。ただし、開設又は転換した日が当月初日の場合は、当月から3年間となる。

Q5：運営費の実績報告書はいつまでに提出しなければならないか。

A5：補助金を速やかに交付するため、令和7年3月3日（月）までに実績報告書（2月末までの実績と3月末までの見込み）を提出する。